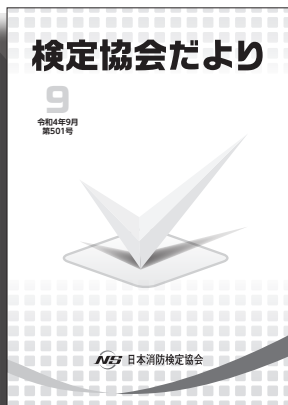


検定協会だより

9

令和4年9月
第501号





令和4年9月号

<http://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 「社会状況の変化」に対応した組織体制の構築を目指して
川崎市消防局長 原田 俊一

消防機関火災事例

- 4 令和3年中の規制対象物における火災発生状況（その2）
大阪市消防局 予防部

住警器特集

- 15 住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査報告について
一般財団法人 全国消防協会

協会情報

- 26 令和4年度予防技術講習会の開催結果について
企画研究部 企画研究課
- 28 「火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程」及び「住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程」について
警報設備部 感知設備課
- 41 「中継器の検定細則の一部を改正する規程」及び「受信機の検定細則の一部を改正する規程」について
警報設備部 報知設備課

おしらせ

- 46 有効期限を経過した受託評価品目
- 47 協会通信・業界の動き・消防庁の動き
- 50 検定・性能評価・受託評価数量（令和4年8月）
- 49 新たに取得された型式一覧

「社会状況の変化」に対応した 組織体制の構築を目指して



川崎市消防局長
原田 俊一

川崎市は今年、政令指定都市に移行してから50年となり、2年後の令和6年には、市制100周年という大きな節目を迎えます。当初5万人で始まったまちは、この約100年の間で30倍以上の154万人（政令指定都市で6位）の人口を抱える大きな都市に発展してきました。このまちは、豊かな自然、芸術資源、観光資源等に恵まれているほか、世界的な企業や研究機関が数多く立地する研究開発都市の一面を持っています。キングスカイフロント（川崎区殿町三丁目地区に位置する、健康・医療分野における世界最高水準の研究開発拠点）と羽田グローバルウイングズ（羽田空港周辺の再開発エリア）を結ぶ「多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）」が、令和4年3月に開通したことは象徴的な出来事であり、今後、両地区の連携で、ヒト・モノ・ビジネスの交流が活性化することによる産業連携の強化等が期待されています。また、「スポーツのまち かわさき」としても大変活気があり、サッカーでは川崎フロンターレがJ1リーグ連覇、バスケットボールでは川崎ブレイブサンダースが天皇杯連覇、女子バレーボールではNECレッドロケッツが過去にリーグ優勝、アメリカンフットボールでは富士通フロンティアーズが第75回ライスボウル優勝と、川崎のまちに明るいニュースを届けてくれています。

当市では、このような恵まれた環境を最大限に活用しながら、「川崎市総合計画 第3期実施計画」に基づき、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現に向けて、まちと行政が一体となった市政運営がなされています。

そのような中で、消防局は、市政の未来を守る重要な役割を果たすべく、令和4年4月1日現在、3部9課1隊1担当、8署28出張所の組織と消防職員1,465人をもって、消防力の総合的な強化等のため、「社会状況の変化」を踏まえながら、各種事業を推進しております。

消防力の総合的な強化については、今後想定される首都直下地震等の巨大地震や台風、集中豪雨などの異常気象による風水害に対して迅速かつ的確な消防活動が求められていることから、消防の組織体制を強化すると同時に、地域防災力の強化が重要であると認識しております。

そこで、令和4年4月から総務部庶務課及び各消防署予防課に「消防団・防災支援係」を新設し、新たな事業として「地域防災支援事業」を開始しました。これまでも、小学生を対象とした「みんなが消防士」事業を平成15年度から、中学生・高校生を対象とした「地域防災スクール」を平成21年度から継続して実施することで、青少年の大切な時期から地域防災への理解を深めてもらうとともに、自助・共助の精神の醸成を図ってまいりましたが、今後もこうした幅広い世代に地域の防火防災や消防団活動について関心を寄せていただくことで、地域の防火防災を担う人材の育成を図ります。また、地域防災力の強化には、消防団員の確保が重要でありますので、消防団協力事業所表示制度、消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度を周知するとともに、基本団員のほか機能別団員の入団促進を図ってまいります。

一方で、各種事業の推進にあたっては、「社会状況の変化」に的確に対応する必要があります。昨今の「社会状況の変化」に最も大きな影響を与えているのは、やはり、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大であると思いますが、こうした状況の変化に対して、当市では、新しい日常に対応しながら市民サービスを向上させ、更なる業務効率化を図るため、令和4年度から令和7年度までを計画期間とした「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」を策定し、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現に向けた行政手続のオンライン化、ペーパーレス化の取組等が推進されています。

DX推進に伴い、消防行政における業務の進め方に関する考え方も大きく変化しております。これまで対面で行っていた会議等は、WEB会議形式で行われることがもはや当たり前の光景でありますし、テレワークも着実に推進されております。行政手続のオンライン化をはじめとする市民サービスを向上させる取組が、通常時の業務のあり方を見つめ直す契機になるとともに、働き方・仕事の進め方の新たな方向性を示すことに繋がっていると感じております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの「社会状況の変化」にも的確に対応しながら、地域防災支援事業の推進により、地域防災の思想を幅広い世代に向けて着実に根付かせ、地域社会と一体となった消防の組織体制の構築を目指してまいりますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに日本消防検定協会並びに全国の消防関係機関の皆様方のますますの御発展を祈念いたしまして、巻頭のことばとさせていただきます。

令和3年中の規制対象物における火災発生状況 (その2)

大阪市消防局予防部

3 初期消火活動

(1) 防火管理者の選任と初期消火活動

市内において、防火管理者の選任が必要な対象物は29,061件であり、選任済が28,342件、未選任が719件であった。規制対象物の火災353件のうち、防火管理者の選任が必要であった対象物の火災は202件で、選任済は196件（一部未選任等を含む）、未選任は6件であった。火災の発生率をみると、選任済対象物からの火災は0.7%、未選任対象物からの火災は0.8%であった。

また、自然鎮火等（※）36件を除く初期消火を必要とした火災317件のうち、選任済（自主選任を含む。）は167件、未選任（選任義務なしを含む。）は150件であった。

選任済167件のうち、初期消火がなされたものは124件で、実施率は74.3%であった。

未選任150件のうち、初期消火がなされたものは102件で、実施率は68.0%であった。

よって、初期消火の実施率は、選任済対象物の方が未選任対象物と比較して6.3%高くなっている。

なお、1件当たりの焼損床面積で比較すると、選任済対象物は212.1m²、未選任対象物は14.1m²で約15倍の差が見られた。（例年、未選任対象物の焼損床面積の方が大きい、此花で発生した倉庫火災により選任済対象物の方が大きくなった。）

※自然鎮火等：スプリンクラー設備が作動し消火したものを含む。

表14 防火管理者選任別の火災発生率

	要選任	選任済	未選任
対象物数	29,061	28,342	719
火災件数	202	196	6
発生率(%)	0.7	0.7	0.8

※対象物数は敷地単位の数

表15 防火管理者の選任と初期消火活動の関係（概要）

初期消火活動区分				件数		
総計				353		
防火管理者選任状況別	選任済	初期消火別	合計	167		
			有	小計	124	
				効果	完全消火	98
				延焼阻止	6	
				効果無	20	
	無	43				
	未選任	初期消火別	合計	150		
			有	小計	102	
				効果	完全消火	71
				延焼阻止	6	
効果無				25		
無	48					
自然鎮火等				36		

※選任対象物は、自主選任対象物を含み、未選任対象物は選任義務のないものを含む。

表16 防火管理者の選任と初期消火活動の関係（詳細）

焼損程度区分		焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：㎡、損害額の単位：千円																					
		合計					全焼				半焼				部分焼			ぼや		爆発			
		件数	焼損床面積	損害額	1件の焼損床面積	1件当たりの損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	損害額			
選任状況		353	37,532	24,404,837	106.3	69,135.5	8	36,716	24,290,257	1	57	23,201	91	759	87,075	250	-	3,822	3	482			
合計	初期消火	有	小計	226	36,279	24,269,236	160.5	107,389.0	5	35,919	24,231,589	-	-	-	47	360	34,842	174	-	2,808	-	-	
		有	消火設備使用	100	36,074	24,257,534	360.7	242,575.3	5	35,919	24,231,589	-	-	-	28	155	24,238	67	-	1,710	-	-	
		有	消火設備以外使用	126	205	11,702	1.6	92.9	-	-	-	-	-	-	19	205	10,604	107	-	1,098	-	-	
		有	無	91	1,253	132,181	13.8	1,452.5	3	797	58,671	1	57	23,201	41	399	49,449	45	-	851	1	9	
		有	自然鎮火等	36	-	2,947	-	81.9	-	-	-	-	-	-	3	-	2,784	31	-	163	2	473	
防火管理者の選任対象物	初期消火	有	合計	167	35,413	24,210,410	212.1	144,972.5	1	35,071	24,169,664	-	-	-	43	342	38,744	123	-	2,002	-	-	
		有	小計	124	35,244	24,190,325	284.2	195,083.3	1	35,071	24,169,664	-	-	-	26	173	19,226	97	-	1,435	-	-	
		有	消火設備	56	35,189	24,184,860	628.4	431,872.5	1	35,071	24,169,664	-	-	-	17	118	14,078	38	-	1,118	-	-	
		有	消火設備以外	68	55	5,465	0.8	80.4	-	-	-	-	-	-	9	55	5,148	59	-	317	-	-	
		無	小計	43	169	20,085	3.9	467.1	-	-	-	-	-	-	17	169	19,518	26	-	567	-	-	
		無	避難に重点をおいた	10	98	9,360	9.8	936.0	-	-	-	-	-	-	7	98	9,346	3	-	14	-	-	
		無	施設のため室内進入不能	7	-	132	-	18.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	132	-	-	
		無	出火場所がわからなかった	4	-	1	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-	
		無	出火箇所がわからなかった	3	-	42	-	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	42	-	-	
		無	濃煙が充満していた	3	-	3,559	-	1,186.3	-	-	-	-	-	-	2	-	3,445	1	-	114	-	-	
		無	あわてていて消火できなかった	2	-	38	-	19.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	38	-	-		
		無	消火困難場所に延焼又は出火	2	-	1	-	0.5	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-		
		無	危険物に着火後急激に拡大した	1	37	4,224	37.0	4,224.0	-	-	-	-	-	-	1	37	4,224	-	-	-	-		
		無	死傷した(他に人がいない)	1	-	11	-	11.0	-	-	-	-	-	-	1	-	11	-	-	-	-		
		無	消火設備の設置場所がわからず	1	-	78	-	78.0	-	-	-	-	-	-	-	-	78	-	-	78	-	-	
無	発見が遅れた	1	-	637	-	637.0	-	-	-	-	-	-	1	20	637	-	-	-	-				
無	無人又は不在だった	1	-	24	-	24.0	-	-	-	-	-	-	1	-	24	-	-	-	-				
無	不詳	1	-	1,711	-	1,711.0	-	-	-	-	-	-	1	10	1,711	-	-	-	-				
無	その他	6	4	267	0.7	44.5	-	-	-	-	-	-	2	4	119	4	-	148	-	-			
防火管理者の未選任対象物	初期消火	有	合計	150	2,119	191,007	14.1	1,273.4	7	1,645	120,593	1	57	23,201	45	417	45,547	96	-	1,657	1	9	
		有	小計	102	1,035	78,911	10.1	773.6	4	848	61,922	-	-	-	21	187	15,616	77	-	1,373	-	-	
		有	消火設備	44	885	72,674	20.1	1,651.7	4	848	61,922	-	-	-	11	37	10,160	29	-	592	-	-	
		有	消火設備以外	58	150	8,237	2.6	107.5	-	-	-	-	-	-	10	150	5,456	48	-	781	-	-	
		無	小計	48	1,084	112,096	22.6	2,335.3	3	797	58,671	1	57	23,201	24	230	29,931	19	-	284	1	9	
		無	施設のため室内進入不能	8	19	1,728	2.4	216.0	-	-	-	-	-	-	5	19	1,644	3	-	84	-	-	
		無	避難に重点をおいた	5	430	24,412	86.0	4,882.4	2	425	23,967	-	-	-	3	5	445	-	-	-	-		
		無	出火場所がわからなかった	4	-	12	-	3.0	-	-	-	-	-	-	1	-	9	3	-	3	-		
		無	消火方法がわからなかった	4	-	19	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	19	-	-		
		無	出火場所がわからなかった	3	372	34,722	124.0	11,574.0	1	372	34,704	-	-	-	-	-	2	-	18	-	-		
		無	施設のため建物内への進入不能	3	-	23,298	-	7,766.0	-	-	-	-	-	-	1	57	23,201	-	-	2	-	97	-
		無	無人又は不在だった	3	74	11,674	24.7	3,891.3	-	-	-	-	-	-	3	74	11,674	-	-	-	-		
		無	あわてていて消火できなかった	2	-	2,032	-	1,016.0	-	-	-	-	-	-	2	31	2,032	-	-	-	-		
		無	濃煙が充満していた	2	21	723	10.5	361.5	-	-	-	-	-	-	2	21	723	-	-	-	-		
		無	消火設備がなかった・義務あり	1	-	56	-	56.0	-	-	-	-	-	-	-	-	56	-	-	56	-		
無	消火設備がなかった・義務なし	1	-	8	-	8.0	-	-	-	-	-	-	1	-	8	-	-	-	-				
無	施設のため建物内への進入困難	1	16	2,896	16.0	2,896.0	-	-	-	-	-	-	1	16	2,896	-	-	-	-				
無	ダクト内に延焼し又は出火した	1	-	2	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-				
無	多量の可燃物に着火後急激に拡大	1	-	100	-	100.0	-	-	-	-	-	-	1	-	100	-	-	-	-				
無	通報している間に拡大した	1	29	916	29.0	916.0	-	-	-	-	-	-	1	29	916	-	-	-	-				
無	壁内に延焼し又は出火した	1	-	3	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-				
無	不詳	3	-	1,817	-	605.7	-	-	-	-	-	-	2	35	1,816	1	-	1	-				
無	その他	4	-	7,678	-	1,919.5	-	-	-	-	-	-	2	-	7,668	1	-	1	1	9			
自然鎮火等		36	-	3,420	-	95.0	-	-	-	-	-	-	3	-	2,784	31	-	163	2	473			

(2) 消防訓練と初期消火活動

規制対象物の火災353件から自然鎮火等36件を除いた317件のうち、消防訓練を過去1年以内に実施した対象物は95件であった。そのうち、火災発生時に初期消火を実施したものは71件で、その実施率は74.7%であった。

これに対し消防訓練を過去1年以内に実施していない対象物は222件であった。そのうち初期消火を実施したものは155件で、その実施率は69.8%であった。

よって、初期消火の実施率は、消防訓練を実施した対象物の方が消防訓練を実施していない対象物と比較して4.9%高かった。

なお、1件当たりの焼損床面積で比較すると、消防訓練を実施した対象物は370.8m²、消防訓練を実施していない対象物は10.4m²で約36倍の差が見られた。(例年、訓練を実施していない対象物の焼損床面積の方が大きい。此花で発生した倉庫火災により訓練を実施している対象物の方が大きくなった。)

表17 消防訓練の実施と初期消火活動の関係（概要）

初期消火活動区分					火災件数	
総計					353	
消防訓練実施状況別	合計				317	
	実施済	小計			95	
		初期消火別	有	計		71
				効果	完全消火	54
			延焼阻止		5	
		効果無	12			
	無	24				
	未実施	小計			222	
		初期消火別	有	計		155
				効果	完全消火	115
延焼阻止			7			
効果無		33				
無	67					
自然鎮火等					36	

※消防訓練実施状況は、防火管理者の選任等の有無にかかわらず計上したものの。

表18 消防訓練の実施と初期消火活動の関係（詳細）

訓練状況		焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：㎡、損害額の単位：千円																					
		合計						全焼						部分焼						ぼや		爆発	
		件数	焼損床面積	損害額	1件の焼損床面積	1件の損害額	1件の損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	損害額		
総計		353	37,532	24,404,837	106.3	69,135.5	8	36,716	24,290,257	1	57	23,201	91	759	87,075	250	-	3,822	3	482			
合計	初期消火	小計	226	38,279	24,269,238	160.5	107,386.0	5	35,919	24,231,588	-	-	-	47	360	34,842	174	-	2,808	-	-		
		消火設備使用	100	36,074	24,257,534	360.7	242,575.3	5	35,919	24,231,588	-	-	-	28	155	24,238	67	-	1,710	-	-		
		消火設備以外使用	126	205	11,702	1.6	92.9	-	-	-	-	-	-	19	205	10,604	107	-	1,098	-	-		
		無	91	1,253	132,172	13.8	1,452.4	3	797	58,671	1	57	23,201	41	399	49,449	45	-	851	1	9		
	自然鎮火等	36	-	3,420	-	95.0	-	-	-	-	-	-	3	-	2,784	31	-	163	2	473			
合計		95	35,227	24,185,652	370.8	254,585.8	1	35,071	24,169,664	-	-	-	23	156	14,334	71	-	1,654	-	-			
合計	消防訓練の実施対象外	小計	71	35,194	24,182,008	495.7	340,592.8	1	35,071	24,169,664	-	-	-	17	123	11,186	53	-	1,238	-	-		
		消火設備使用	37	35,156	24,178,602	950.2	653,475.7	1	35,071	24,169,664	-	-	-	11	85	7,862	25	-	1,076	-	-		
		消火設備以外使用	34	38	3,486	1.1	102.5	-	-	-	-	-	-	6	38	3,324	28	-	162	-	-		
		無	小計	24	33	3,564	1.4	148.5	-	-	-	-	-	6	33	3,148	18	-	416	-	-		
		避難に重点をおいた	6	23	1,427	3.8	237.8	-	-	-	-	-	-	4	23	1,413	2	-	14	-	-		
		避難のため室内進入不能	5	-	60	-	12.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	60	-	-		
		出火箇所がわからなかった	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	42	-	-		
		あわてていて消火できなかった	2	-	38	-	19.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	38	-	-		
		出火場所がわからなかった	2	-	1	-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-		
		濃煙が充満していた	2	-	138	-	69.0	-	-	-	-	-	-	1	-	24	1	-	114	-	-		
		消火困難場所に延焼又は出火	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
		不詳	1	-	1,711	-	1,711.0	-	-	-	-	-	-	1	10	1,711	-	-	-	-	-		
		その他	2	-	147	-	73.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	147	-	-		
合計		221	2,305	215,765	10.4	976.3	7	1,645	120,593	1	57	23,201	65	603	69,957	148	-	2,005	1	9			
合計	初期消火	小計	155	1,085	87,148	7.0	562.2	4	848	61,922	-	-	-	30	237	23,656	121	-	1,570	-	-		
		消火設備使用	63	918	78,932	14.6	1,252.9	4	848	61,922	-	-	-	17	70	16,376	42	-	634	-	-		
		消火設備以外使用	92	167	8,216	1.8	89.3	-	-	-	-	-	-	13	167	7,280	79	-	936	-	-		
		無	小計	66	1,220	128,617	18.5	1,948.7	3	797	58,671	1	57	23,201	35	366	46,301	27	-	435	1	9	
		避難のため室内進入不能	10	19	1,800	1.9	180.0	-	-	-	-	-	-	5	19	1,644	5	-	156	-	-		
		避難に重点をおいた	9	505	32,345	56.1	3,593.9	2	425	23,967	-	-	-	6	80	8,378	1	-	-	-			
		出火場所がわからなかった	5	372	34,722	74.4	6,944.4	1	372	34,704	-	-	-	-	-	-	4	-	18	-			
		出火箇所がわからなかった	4	-	12	-	3.0	-	-	-	-	-	-	1	-	9	3	-	3	-			
		消火方法がわからなかった	4	-	19	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	19	-			
		無人又は不在だった	4	74	11,698	18.5	2,924.5	-	-	-	-	-	-	4	74	11,698	-	-	-	-			
		避難のため建物内への進入不能	3	57	23,298	19.0	7,766.0	-	-	-	1	57	23,201	-	-	-	2	-	97	-			
		濃煙が充満していた	3	21	4,144	7.0	1,381.3	-	-	-	-	-	-	3	21	4,144	-	-	-	-			
		あわてていて消火できなかった	2	-	2,032	-	1,016.0	-	-	-	-	-	-	2	31	2,032	-	-	-	-			
危険物に着火後急激に拡大した	1	-	4,224	-	4,224.0	-	-	-	-	-	-	1	37	4,224	-	-	-	-					
死傷した(他に人がいない)	1	-	11	-	11.0	-	-	-	-	-	-	1	-	11	-	-	-	-					
消火困難場所に延焼又は出火	1	-	1	-	1.0	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-					
消火設備がなかった(職務あり)	1	-	56	-	56.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	56	-					
消火設備がなかった(職務なし)	1	-	8	-	8.0	-	-	-	-	-	-	1	-	8	-	-	-	-					
消火設備の設置場所がわからず	1	-	78	-	78.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	78	-					
避難のため建物内への進入困難	1	16	2,896	16.0	2,896.0	-	-	-	-	-	-	1	16	2,896	-	-	-	-					
ダクト内に延焼し又は出火した	1	-	2	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-					
多量の可燃物に着火急激に拡大	1	-	100	-	100.0	-	-	-	-	-	-	1	-	100	-	-	-	-					
通報している間に拡大した	1	29	916	29.0	916.0	-	-	-	-	-	-	1	29	916	-	-	-	-					
発見が遅れた	1	20	637	20.0	637.0	-	-	-	-	-	-	1	20	637	-	-	-	-					
壁内に延焼し又は出火した	1	-	3	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-					
不詳	3	-	1,817	-	605.7	-	-	-	-	-	-	2	35	1,816	1	-	1	-					
その他	8	4	7,798	0.5	974.8	-	-	-	-	-	-	4	4	7,787	3	-	2	1	9				
自然鎮火等		36	-	3,420	-	95.0	-	-	-	-	-	-	3	-	2,784	31	-	163	2	473			

(3) 初期消火活動と効果

規制対象物の火災353件から自然鎮火等36件を除いた317件のうち、初期消火は226件で実施され、実施率は71.3%であった。そのうち消火設備を使用したものは100件、消火設備以外のもの（水道水や浴槽等）を使用したものは126件であった。

一方、初期消火が実施されなかったものは91件で、その理由は次のとおりであった。

施錠のため室内進入不能	15 件
避難に重点をおいた	15 件
出火箇所がわからなかった	7 件
出火場所がわからなかった	7 件
濃煙が充満していた	5 件
あわてていて消火できなかった	4 件
消火方法がわからなかった	4 件
無人又は不在だった	4 件
施錠のため建物内への進入不能	3 件
消火困難場所に延焼又は出火	2 件
危険物に着火後急激に拡大した	1 件
死傷した(他に人がいない)	1 件
消火設備がなかった・義務あり	1 件
消火設備がなかった・義務なし	1 件
消火設備の設置場所がわからず	1 件
施錠のため建物内への進入困難	1 件
ダクト内に延焼し又は出火した	1 件
多量の可燃物に着火急激に拡大	1 件
通報している間に拡大した	1 件
発見が遅れた	1 件
壁内に延焼し又は出火した	1 件
不詳	4 件
その他	10 件
合計	91 件

初期消火が実施された226件の火災のうち、完全消火されたものが169件、消防隊到着までの間消火活動により延焼を阻止したものが12件、合わせて181件あり、その奏功率は80.1%であった。

表19 初期消火活動と焼損程度の関係

焼損程度区分 消火活動状況		焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位:㎡																	
		合計				全焼			半焼			部分焼			ぼや			爆発	
		件数	焼損床面積	表損面積	1件当たりの焼損床面積	件数	焼損床面積	表損面積	件数	焼損床面積	表損面積	件数	焼損床面積	表損面積	件数	焼損床面積	表損面積	件数	
総計		353	37,532	6,504	106.3	8	36,716	5,482	1	57	-	91	759	1,020	250	-	2	3	
初期消火者	合計	317	37,532	6,498	118.4	8	36,716	5,482	1	57	-	88	759	1,015	219	-	1	1	
	小計	226	36,279	5,881	160.5	5	35,919	5,370	-	-	-	47	360	510	174	-	1	-	
	効果	完全消火	169	21	62	0.1	-	-	-	-	-	19	21	61	150	-	1	-	-
	延焼阻止	12	-	8	-	-	-	-	-	-	3	-	8	9	-	-	-	-	
	効果無	45	36,257	5,811	805.7	5	35,919	5,370	-	-	-	25	338	441	15	-	-	-	
	消火設備	100	36,074	5,633	360.7	5	35,919	5,370	-	-	-	28	155	262	67	-	1	-	
	効果	完全消火	66	13	52	0.2	-	-	-	-	-	12	13	51	54	-	1	-	-
	延焼阻止	10	1	8	0.1	-	-	-	-	-	3	1	8	7	-	-	-	-	
	効果無	24	36,060	5,573	1,502.5	5	35,919	5,370	-	-	-	13	141	203	6	-	-	-	
	消火設備以外	126	205	248	1.6	-	-	-	-	-	-	19	205	248	107	-	-	-	
	効果	完全消火	103	8	10	0.1	-	-	-	-	-	7	8	10	96	-	-	-	-
	延焼阻止	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	効果無	21	197	238	9.4	-	-	-	-	-	-	12	197	238	9	-	-	-	
	初期消火無	小計	90	1,253	617	13.9	3	797	112	1	57	-	41	399	505	45	-	-	1
		施設のため室内進入不能	15	19	22	1.3	-	-	-	-	-	-	5	19	22	10	-	-	-
		避難に重点をおいた	15	528	85	35.2	2	425	12	-	-	-	10	103	73	3	-	-	-
		出火箇所がわからなかった	7	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	6	-	-	-
出火場所がわからなかった		7	372	100	53.1	1	372	100	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	
濃煙が充満していた		5	21	213	4.2	-	-	-	-	-	-	4	21	213	1	-	-	-	
あわてていて消火できなかった		4	31	4	7.8	-	-	-	-	-	-	2	31	4	2	-	-	-	
消火方法がわからなかった		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	
無人又は不在だった		4	74	66	18.5	-	-	-	-	-	-	4	74	66	-	-	-	-	
施設のため建物内への進入不能		3	57	-	19.0	-	-	-	1	57	-	-	-	2	-	-	-	-	
消火困難場所に延焼又は出火		2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	-	-	-	
危険物に着火後急激に拡大した		1	37	27	37.0	-	-	-	-	-	-	1	37	27	-	-	-	-	
死傷した(他に人がいない)		1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	
消火設備がなかった・義務あり		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
消火設備がなかった・義務なし		1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	
消火設備の設置場所がわからず		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
施設のため建物内への進入困難		1	16	14	16.0	-	-	-	-	-	-	1	16	14	-	-	-	-	
ダクト内に延焼し又は出火した	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
多量の可燃物に着火急激に拡大	1	-	10	-	-	-	-	-	-	-	1	-	10	-	-	-	-		
通報している間に拡大した	1	29	5	29.0	-	-	-	-	-	-	1	29	5	-	-	-	-		
発見が遅れた	1	20	20	20.0	-	-	-	-	-	-	1	20	20	-	-	-	-		
壁内に延焼し又は出火した	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
不詳	4	45	21	11.3	-	-	-	-	-	-	3	45	21	1	-	-	-		
その他	10	4	21	0.4	-	-	-	-	-	-	4	4	21	5	-	-	1		
自然鎮火等	36	-	6	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	31	-	-	2		

4 消防用設備等の使用（作動）状況

(1) 消火設備

ア 消火器の使用状況

規制対象物の火災353件のうち、出火時に消火器が設置されていた対象物での火災は335件であった。

そのうち消火器を使用した火災は102件あり、奏功（完全消火又は延焼阻止できたもの）が75件で、消火器を使用した火災の73.5%であった。

不奏功（使用したものの効果がなかったもの）は27件（26.5%）あり、その理由は次のとおりであった。

有効に消火剤がかからなかった	6件
消火器数の不足	3件
発見が遅れた	3件
あわてていて消火できなかった	2件
危険物に着火後急激に拡大した	2件
ダクト内に延焼し又は出火した	2件
多量の可燃物に着火急激に拡大	2件
出火場所がわからなかった	1件
消火方法がわからなかった	1件
天井裏に延焼し又は出火した	1件
濃煙が充満していた	1件
その他	3件
合計	27件

一方、消火器を使用しなかった火災は233件で、そのうち消火の必要があったが使用しなかった火災は104件あり、その内訳は次のとおりであった。

施錠のため室内進入不能	15件	施錠のため建物内への進入不能	2件
避難に重点をおいた	15件	壁内に延焼し又は出火した	2件
出火箇所がわからなかった	7件	危険物に着火後急激に拡大した	1件
出火場所がわからなかった	6件	有効に消火剤がかからなかった	1件
濃煙が充満していた	6件	死傷した（他に人がいない）	1件
あわてていて消火できなかった	5件	消火設備がなかった・義務なし	1件
無人又は不在だった	4件	消火設備の設置場所がわからず	1件
消火困難場所に延焼又は出火	3件	施錠のため建物内への進入困難	1件
ダクト内に延焼し又は出火した	3件	通報している間に拡大した	1件
多量の可燃物に着火急激に拡大	3件	不詳	4件
発見が遅れた	3件	その他	14件
不適応消火用具を使用した	3件		
消火方法がわからなかった	2件	合計	104件

表20 消火器の使用と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位 : m²

使用状	焼損程度区		合計	焼損床面積	1 件 当 た り の 焼 損 床 面 積	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	爆 発
	合計	焼損程度区								
総計			335	2,961	8.8	8	1	84	239	3
使用 不 奏 功	合計		102	1,696	16.6	5	-	27	70	-
	奏功		75	14	0.2	-	-	14	61	-
	小計		27	36,050	1,335.2	5	-	13	9	-
	有効に消火剤がかからなかった		6	331	55.2	2	-	3	1	-
	消火器数の不足		3	16	5.3	-	-	2	1	-
	発見が遅れた		3	12	4.0	-	-	3	-	-
	あわてていて消火できなかった		2	9	4.5	-	-	2	-	-
	危険物に着火後急激に拡大した		2	530	265.0	1	-	1	-	-
	ダクト内に延焼し又は出火した		2	-	-	-	-	-	2	-
	多量の可燃物に着火急激に拡大		2	35,152	17,576.0	2	-	-	-	-
	出火場所がわからなかった		1	-	-	-	-	-	1	-
	消火方法がわからなかった		1	-	-	-	-	-	1	-
	天井裏に延焼し又は出火した		1	-	-	-	-	1	-	-
	濃煙が充満していた		1	-	-	-	-	1	-	-
その他		3	-	-	-	-	-	3	-	
不使用 必 要	合計		233	1,430	6.1	3	1	57	169	3
	不必要		129	1	0.0	-	-	5	122	2
	小計		104	1,429	13.7	3	1	52	47	1
	施錠のため室内進入不能		15	34	2.3	-	-	5	10	-
	避難に重点をおいた		15	528	35.2	2	-	10	3	-
	出火箇所がわからなかった		7	-	-	-	-	2	5	-
	出火場所がわからなかった		6	372	62.0	1	-	-	5	-
	濃煙が充満していた		6	21	3.5	-	-	5	1	-
	あわてていて消火できなかった		5	1	0.2	-	-	2	3	-
	無人又は不在だった		4	74	18.5	-	-	4	-	-
	消火困難場所に延焼又は出火		3	-	-	-	-	1	2	-
	ダクト内に延焼し又は出火した		3	-	-	-	-	-	3	-
	多量の可燃物に着火急激に拡大		3	128	42.7	-	-	3	-	-
	発見が遅れた		3	76	25.3	-	-	3	-	-
	不適応消火用具を使用した		3	7	2.3	-	-	2	1	-
	消火方法がわからなかった		2	-	-	-	-	-	2	-
	施錠のため建物内への進入不能		2	57	28.5	-	1	-	1	-
	壁内に延焼し又は出火した		2	-	-	-	-	1	1	-
	危険物に着火後急激に拡大した		1	37	37.0	-	-	1	-	-
	有効に消火剤がかからなかった		1	-	-	-	-	-	1	-
	死傷した(他に人がいない)		1	-	-	-	-	1	-	-
消火設備がなかった・義務なし		1	-	-	-	-	1	-	-	
消火設備の設置場所がわからず		1	-	-	-	-	-	1	-	
施錠のため建物内への進入困難		1	16	16.0	-	-	1	-	-	
通報している間に拡大した		1	29	29.0	-	-	1	-	-	
不詳		4	45	11.3	-	-	3	1	-	
その他		14	4	0.3	-	-	6	7	1	

イ 屋内消火栓設備の使用状況

規制対象物の火災353件のうち、出火ときに屋内消火栓設備が設置されていた対象物での火災は72件あり、そのうち屋内消火栓設備が使用された火災は2件（2.8%）であった。

屋内消火栓設備を使用しなかった火災は70件（97.2%）あり、そのうち54件は火災が小規模等であったため同設備を使用しなかった。

一方、消火の必要はあったが使用しなかった火災は16件であった。

表21 屋内消火栓設備の使用と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：㎡

使用状況	焼損程度区分	合計	焼損床面積	1件当たりの焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計		72	35,172	488.5	1	-	13	57	1
使用	合計	2	2	1.0	-	-	2	-	-
	奏功	1	-	-	-	-	1	-	-
	不奏功	1	2	2.0	-	-	1	-	-
不使用	合計	70	35,170	502.4	1	-	11	57	1
	不必要(火災が小規模等)	54	9	0.2	-	-	6	47	1
	小計	16	35,161	2,197.6	1	-	5	10	-
	あわてていて消火できなかった	3	-	-	-	-	-	3	-
	出火箇所がわからなかった	3	-	-	-	-	-	3	-
	多量の可燃物に着火急激に拡大	2	35,101	17,550.5	1	-	1	-	-
	濃煙が充満していた	2	-	-	-	-	1	1	-
	避難に重点をおいた	2	3	1.5	-	-	1	1	-
	危険物に着火後急激に拡大した	1	37	37.0	-	-	1	-	-
	施錠のため室内進入不能	1	-	-	-	-	-	1	-
	発見が遅れた	1	20	20.0	-	-	1	-	-
	その他	1	-	-	-	-	-	1	-

ウ スプリンクラー設備の作動状況

規制対象物の火災353件のうち、出火当時にスプリンクラー設備が設置されていた対象物での火災は166件であった。

そのうちスプリンクラー設備が作動した火災は5件（3.0%）あり、作動した火災のうち1件は、スプリンクラー設備の補助散水栓を使用するも、濃煙により消火困難であった。

一方、作動しなかった火災は161件（97.0%）あり、火災の規模等により消火する必要がなかったものや、出火箇所がスプリンクラーヘッド不要の場所であったため作動しなかった。

※上記の「消火する必要がなかったもの」とは、自然鎮火したものやスプリンクラー設備が作動するほど火災が拡大しておらず、小規模のまま消火されたものがある。

表22 スプリンクラー設備の作動と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：m²

焼損程度区分 作動状況		合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
合計		166	35,326	212.8	1	-	41	124	-
作動	小計	5	-	-	-	-	4	1	-
	奏功	4	-	-	-	-	3	1	-
	不奏功	1	-	-	-	-	1	-	-
不作動		161	35,326	219.4	1	-	37	123	-

エ 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備の使用状況

規制対象物の火災353件のうち、出火当時に屋外消火栓設備が設置されていた対象物での火災は12件あり、そのうち屋外消火栓設備が使用された火災はなかった。不使用の理由については、火災が小規模等の理由により使用する必要がなかったためであった。

表23 屋外消火栓設備の使用と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位 : m²

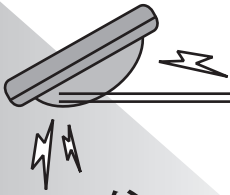
焼損程度区分 使用状況	合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計	12	35,071	2,922.6	1	-	-	11	-
使用	-	-	-	-	-	-	-	-
不使用	12	35,071	2,922.6	1	-	-	11	-

規制対象物の火災353件のうち、出火当時に動力消防ポンプ設備が設置されていた対象物での火災は1件あり、そのうち動力消防ポンプ設備が使用された火災はなかった。不使用の理由については、火災が小規模等の理由により使用する必要がなかったためであった。

表24 動力消防ポンプ設備の使用と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位 : m²

焼損程度区分 使用状況	合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計	1	-	-	-	-	1	-	-
使用	-	-	-	-	-	-	-	-
不使用	1	-	-	-	-	1	-	-



住 警 器 特 集

住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査報告について

一般財団法人 全国消防協会

はじめに

住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）については、2004（平成16）年の消防法改正により、新築住宅については2006（平成18）年6月1日から、既存住宅については市町村条例により2011（平成23）年6月1日までに順次設置が義務化された。

住警器の設置率（市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合）は、2008（平成20）年の35.6%から年々増加し、2021（令和3）年6月1日時点では83.1%となっている。

一方、条例適合率（市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合）は、2014（平成26）年の66.9%から2021（令和3）年6月1日時点の68.0%までほぼ横ばいの状態である。また、放火火災を除く住宅火災の件数は、図-1のとおり、2008（平成20）年以降、年々減少傾向にあったが、2015（平成27）年以降は横ばい傾向が続いている。

一般財団法人全国消防協会（以下「当協会」という。）では、2013（平成25）年度から日本消防検定協会からの委託事業により、住警器の設置効果及び作動状況等に関する調査を実施しており、本稿においては、2020（令和2）年1月1日から同年12月31日までの間に発生した住宅火災による住警器の作動状況等を明らかにするとともに、東京理科大学総合研究院教授の関澤愛氏のご協力を得て、調査及び分析を行った結果の一部を紹介する。

検定協会だより 令和4年9月

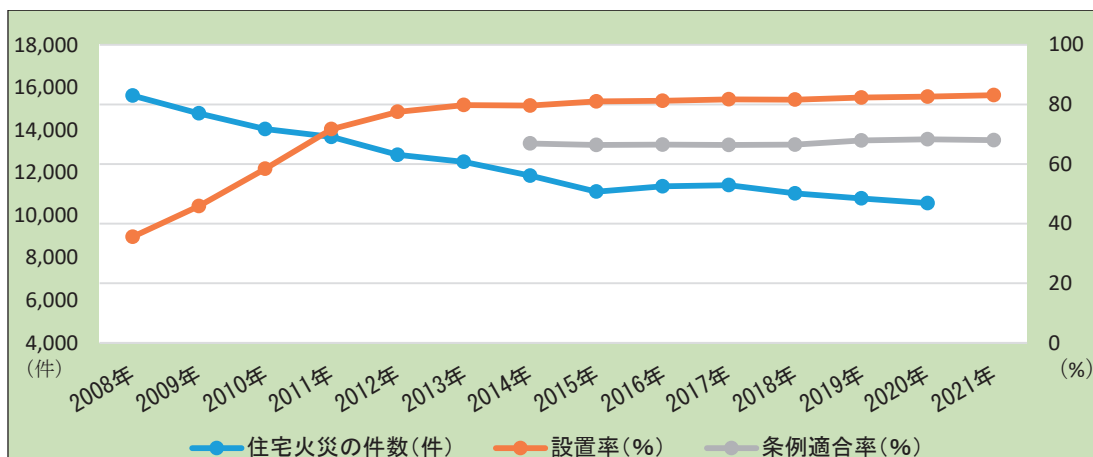


図-1 住宅火災の件数及び住警器設置率の推移（放火火災を除く。）

第1 調査対象

2020（令和2）年1月1日から同年12月31日までの間において住警器設置義務対象物で発生した住宅火災（住戸外からの発生を除く。）で、かつ住戸内のどこかしらに住警器の設置が認められる火災を調査対象とする。（以下、本調査・分析においてこれらの火災を「調査対象火災」という。）

ただし、次に該当するものは除く。

- (1) 出火原因が放火（疑い含む。）であるもの
- (2) 出火箇所が不明であるもの

第2 調査方法

全国の消防本部（2020（令和2）年4月1日現在726本部）に対して、「住宅用防災警報器に関する調査シート」を用いて、調査対象火災における「出火室」と「出火室以外」における住警器の作動状況等について調査を行った。

第3 調査・分析内容

調査対象火災について消防本部から報告された内容を、以下の視点で調査・分析を行い、住宅火災による住警器の作動状況等を明らかにした。

- (1) 「火災の状況」及び「出火室における人的被害、住警器の設置状況及び仕様等」
- (2) 「住警器鳴動における認知及び人的行動状況」
- (3) 「出火室以外における人的被害及び設置状況」

第4 その他

本調査結果における構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100とはならない。

第5 分析結果及び考察

1 調査対象火災全般における状況

- (1) 調査対象火災の件数

全国の消防本部から報告された調査対象火災の件数は、2,184件であった。

- (2) 焼損程度別の火災件数

調査対象火災2,184件については、焼損程度がすべて報告されており、焼損程度別の火災件数とその割合は、図-2のとおりである。

「全焼」が259件（11.9%）、「半焼」が136件（6.2%）、「部分焼」が420件（19.2%）、「ぼや」が1,369件（62.7%）で、焼損程度は「部分焼」及び「ぼや」で約8割を占める。

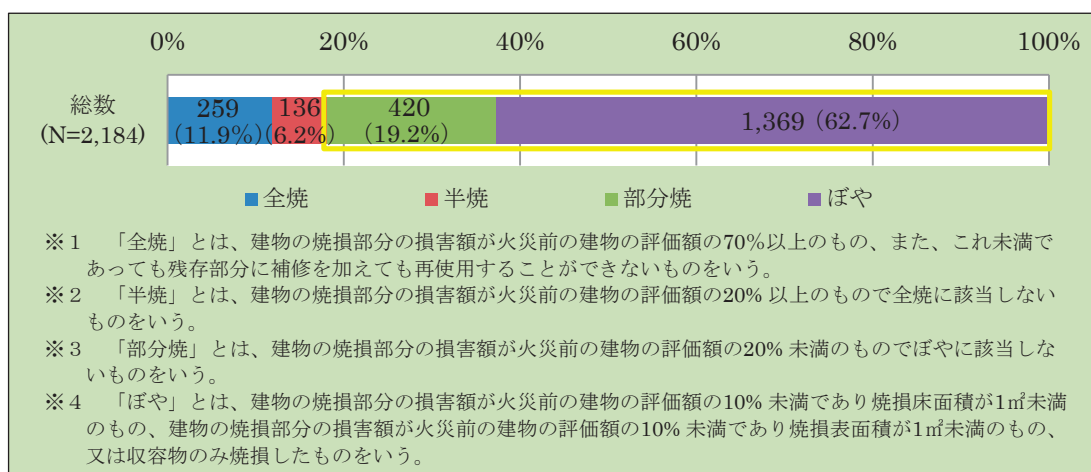


図-2 調査対象火災の焼損程度別の内訳

(3) 条例等で定める設置場所別の住警器設置状況

住警器の設置場所は、消防法施行令第5条の7（住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の基準。以下「政令基準」という。）及び各市町村の火災予防条例（以下「条例」という。）で定められている。調査対象火災2,184件中における住警器設置状況は図-3のとおりである。

条例に規定する場所への設置に関しては、「全部設置」が1,394件（63.8%）、「一部設置」が634件（29.0%）、「設置なし・不明」が156件（7.1%）となっている。

住戸内に住警器が設置されていても、条例で定められた全ての場所に設置されていないケースが約4割（36.1%）と多いことが分かる。

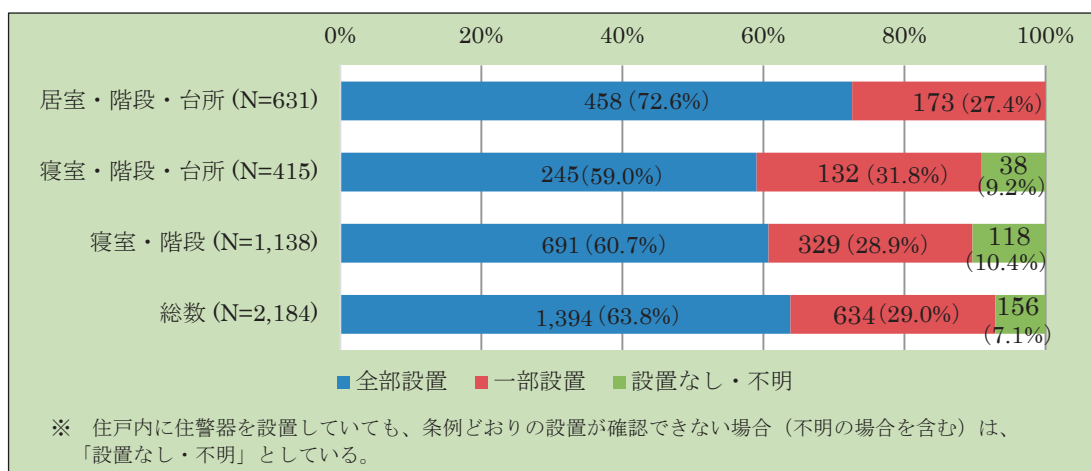


図-3 条例で定める設置場所別の住警器設置状況

2 出火室別の状況

(1) 出火室別の火災件数

調査対象火災2,184件について、出火室別の火災件数は図-4のとおりである。

「居室」が830件（38.0%）、「台所」が799件（36.6%）、「寝室」が262件（12.0%）、「階段」が5件（0.2%）、「その他」が288件（13.2%）であった。「居室」や「台所」からの出火は「寝室」からの出火に比べ、それぞれ約3倍となっている。

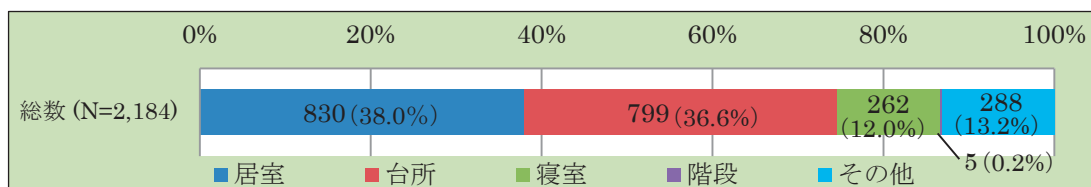


図-4 出火室別の火災件数

(2) 出火室に住警器が設置されていた場合の、出火室の内訳

調査対象火災2,184件のうち、出火室において住警器の設置を確認できた火災は1,588件であり、出火室別の内訳は図-5のとおりである。

「居室」が621件（39.1%）、「台所」が663件（41.8%）、「寝室」が197件（12.4%）、「階段」が5件（0.3%）、「その他」が102件（6.4%）であった。

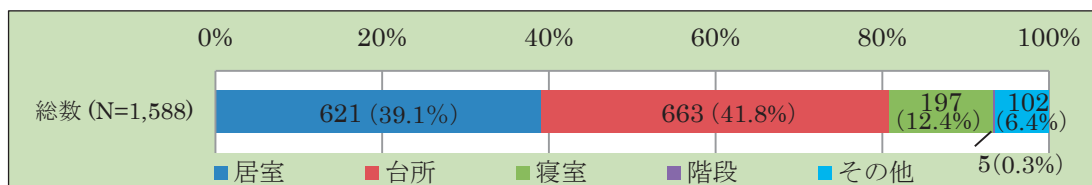


図-5 出火室に住警器が設置されていた場合の、出火室の内訳

(3) 出火室に住警器が設置されていた場合の、出火室別の住警器作動状況

出火室に住警器が設置されていた1,588件のうち、住警器の作動状況が判明したものは1,447件であり、図-6のとおりである。

作動状況が判明した住警器の約6割（61.4%）が作動していることが分かった。

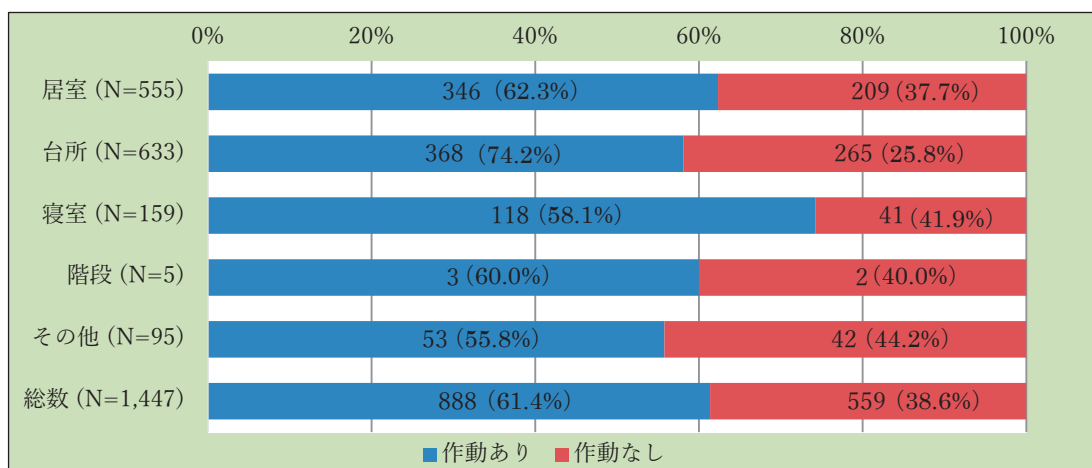


図-6 出火室に住警器が設置されていた場合の、出火室別の住警器作動状況

(4) 出火室設置の住警器が作動なしであった理由

出火室に住警器が設置されており作動状況が判明している1,447件のうち、「作動なし」である559件の理由については、図-7のとおりである。

「作動前発見・消火・自然鎮火」が491件（87.8%）であり、住警器作動前に火災を発見、消火又は自然鎮火したことにより住警器の作動に至らなかったことが、そ

の大部分を占めている。

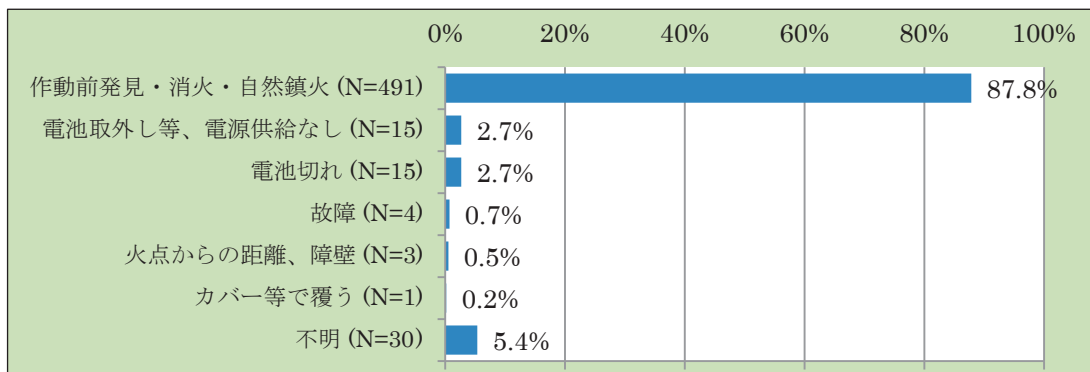


図-7 出火室設置の住警器が作動なしであった理由 (N=559件)

(5) 製造年別の作動率状況

調査対象火災2,184件のうち、出火室に設置された住警器の製造年を確認できた火災は219件である。また、作動状況が「作動不明」のもの8件と、「作動なし」であってその理由が「作動前発見・消火・自然鎮火」又は「不明」であるもの46件を除く火災は165件であり、製造年別の作動率については、図-8のとおりである。

2010（平成22）年製以降はほぼ10割の作動率であるが、製造から10年が経過したもの、すなわち2009（平成21）年製までの製造年の作動率は低い傾向にある。

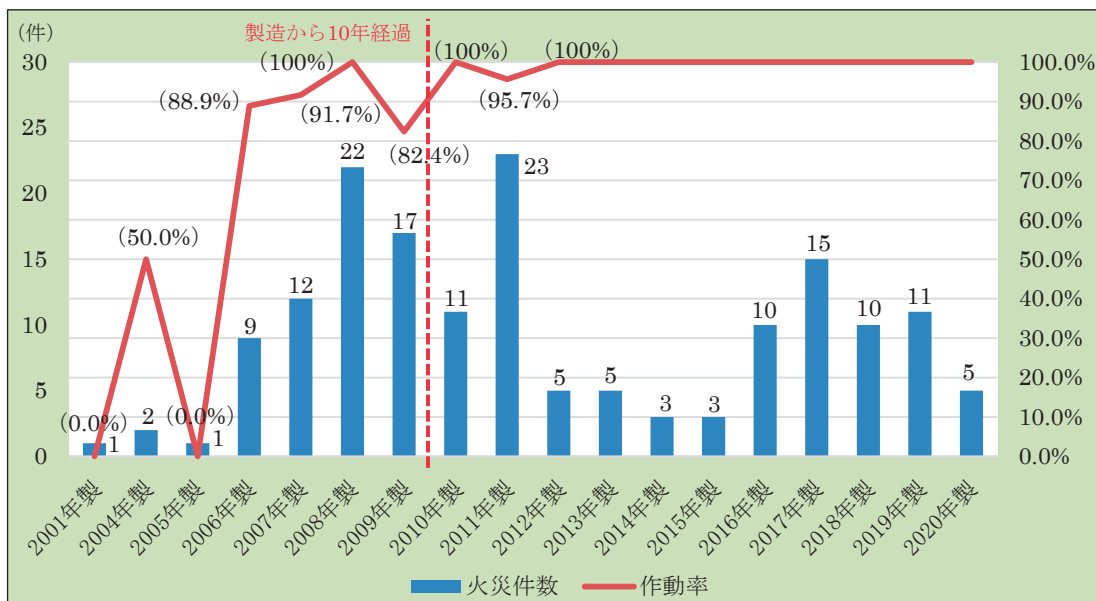


図-8 製造年別の作動率状況 (N=165件)

3 住警器の鳴動確認状況

(1) 最初に火災を認知した状況

調査対象火災2,184件のうち、住警器の鳴動を確認できた火災1,236件について、最初に火災を認知した状況は、図-9のとおりである。

「住警器鳴動音」が533件（43.1%）、「煙・火炎」が397件（32.1%）、「におい」が159件（12.9%）、「火災の音」が84件（6.8%）、「その他」が63件（5.1%）であり、全体の4割以上が住警器の鳴動音で火災を認知していることが分かる。

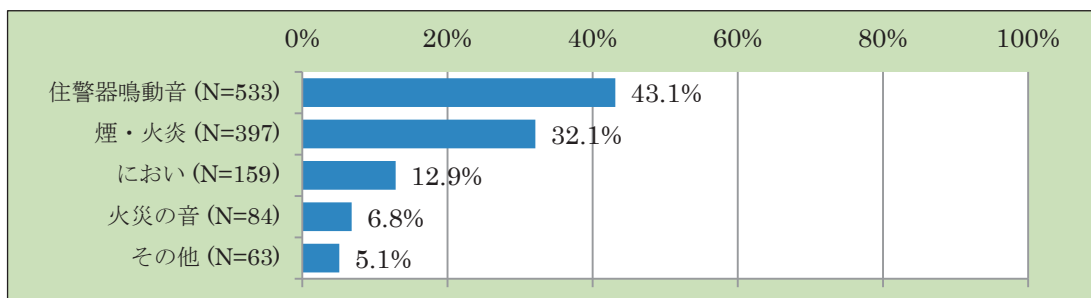


図-9 最初に火災を認知した状況 (N=1,236件)

(2) 住警器の鳴動音を聞いた者の状況

住警器の鳴動を確認できた火災1,236件のうち、最初に火災を認知した状況が「住警器鳴動音」であるものは533件（43.1%）であった。この場合について、住警器の鳴動音を聞いた者658人の内訳は図-10のとおりである。

「居住者」が505人（76.7%）、「近隣者」が112人（17.0%）、「通行人」が16人（2.4%）、「その他」が25人（3.8%）であった。そのうち「出火した住戸外」で鳴動音を聞いた人は143人であり、「居住者」が26人、「近隣者」が92人、「通行人」が16人、「その他」が9人であった。

出火した住戸外において143人が鳴動音を聞いて火災に気づいていることから、住警器の設置は住戸外にいる人に対しても有効であり火災の早期発見につながると考えられる。

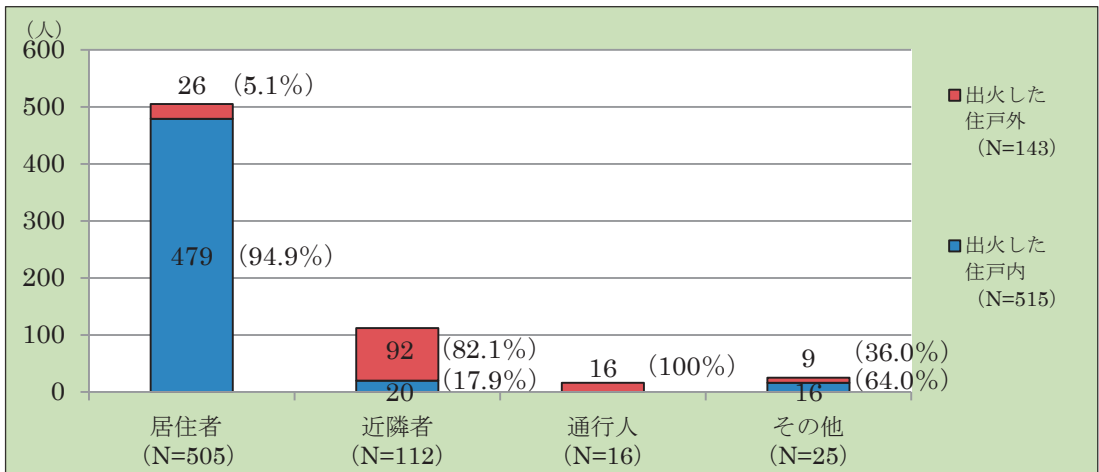


図-10 住警器の鳴動音を聞いた者の状況 (N=658人)

4 住警器の状況

(1) 住警器別、出火室別の設置状況

調査対象火災2,184件のうち、出火室に設置された住警器の単独型・連動型の設置状況を確認できた火災は747件で、図-11のとおりである。

住警器別の設置状況を見ると、連動型（38件）に比べ、圧倒的に単独型（709件）が設置されていることが分かる。

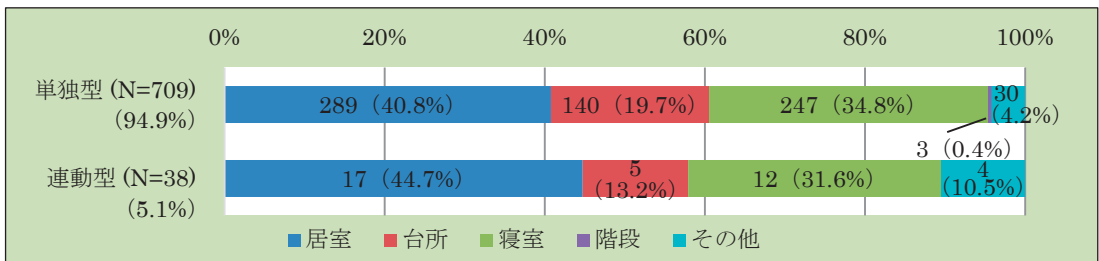


図-11 住警器別、出火室別の設置状況 (N=747件)

(2) 出火室に設置された住警器の点検状況

出火室に設置された住警器1,588件のうち、住警器の点検状況を確認できた火災は693件であり図-12のとおりである。

点検を実施している件数は20件と1割にも満たない状況である。

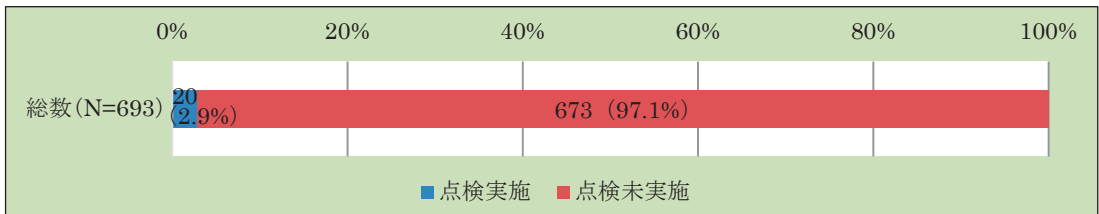


図-12 出火室に設置された住警器の点検状況

5 人と住警器の状況

(1) 出火室にいた人の生存・死亡別、室別状況

調査対象火災2,184件のうち、出火時に出火室にいた人は1,866人であり、生存者1,761人及び死者105人の室別の状況は、図-13のとおりである。

「死者」の出火室別の内訳を見ると、「居室」及び「寝室」が計87人となっており、死者数全体の8割以上を占めている。

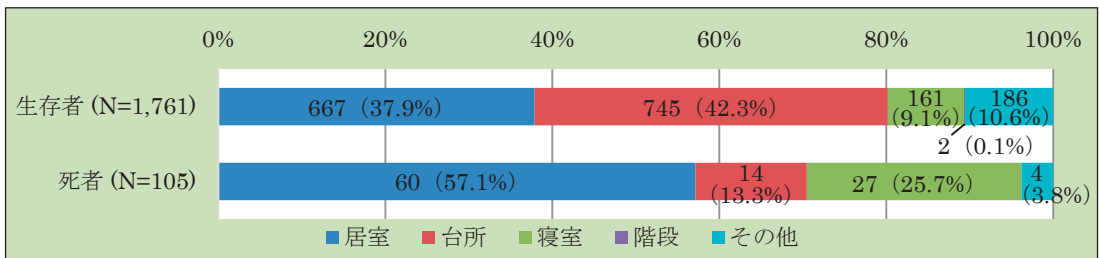


図-13 出火室にいた人の生存・死亡別、室別状況 (N=1,866人)

(2) 出火室で死者が発生した場合の、出火室別の住警器設置の有無

調査対象火災2,184件のうち、出火時に出火室にいた人が死亡した場合で、同室における住警器設置の有無を確認できたのは100件であり、出火室別の状況は、図-14のとおりである。

「居室」、「台所」及び「寝室」では、約8割が「設置あり」である。

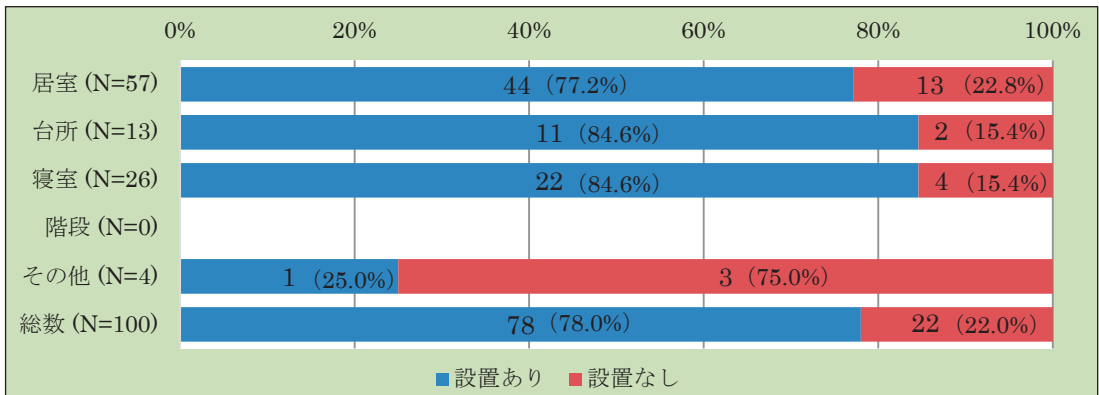


図-14 出火室で死者が発生した場合の、出火室別の住警器設置の有無

(3) 出火室で死者が発生した場合の、出火室別の住警器作動の有無

出火時に出火室にいた人が死亡した場合で、同室に住警器が設置されていた78件のうち、住警器の作動の有無が確認できたのは50件であり、出火室別の状況は図-15のとおりである。

「作動あり」は41件で、「居室」と「寝室」では、8割以上が作動していることが分かる。

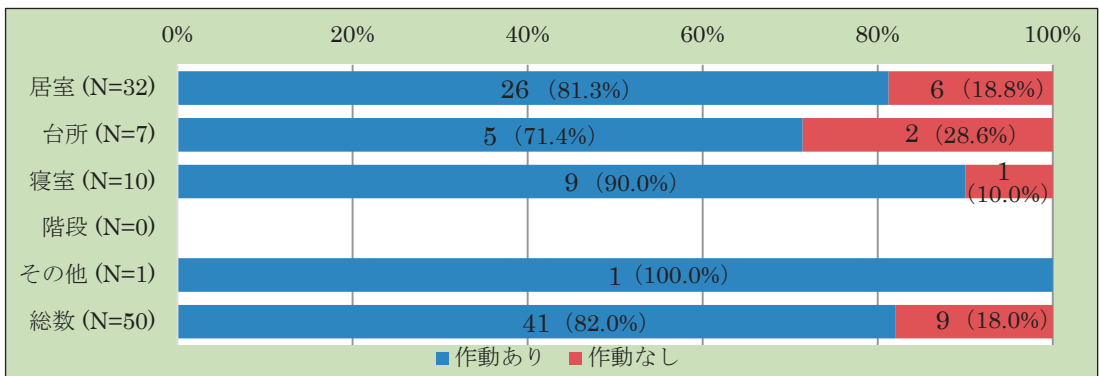


図-15 出火室で死者が発生した場合の、出火室別の住警器作動の有無

第6 まとめ

今回の調査及び分析は、住警器の設置が義務付けられている住宅火災で、かつ住戸内のどこかしらに住警器の設置が認められた火災を対象とした。

調査対象火災における住警器が設置された住宅火災では、「居室」及び「台所」から

の出火は「寝室」からの出火に比べ、それぞれ約3倍となっており、住警器が設置されていた出火室別の住警器作動状況では、約6割の住警器が作動していたが、残りの約4割は作動していなかった。作動していなかった理由は、時勢の影響もあり、「作動前発見・消火・自然鎮火」が約9割と多くを占めるが、その他の理由をみると、製造から10年が経過した住警器を中心として、適切な維持管理がされていなかったことにより作動しなかったと思われる事例が多い傾向にある。

住警器の鳴動確認状況では、住警器の鳴動を確認できた火災のうち約4割で住警器の鳴動音により火災を最初に認知しており、住警器の鳴動音は、「出火した住戸内」だけでなく「出火した住戸外」においても確認することができることから、鳴動音による効果は火災の早期発見に有効性が高いと考えられる。

住警器別の設置状況では、「単独型」が9割以上で「連動型」が1割未満であり、単独型の住警器が設置されている割合が高くなっているが、鳴動音を聞いた者の状況から、連動型は単独型と比較して、出火室以外の居住者等に火災発生を知らせる点でより効果を発揮していることから、連動型の住警器を設置することは、火災の早期発見に特に効果がある。また、今後さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住警器が作動しても迅速な火災発見時の対応ができない要配慮者の死者数を低減させるためにも、連動型住警器のような付加的機能を併せ持つ住宅用防災機器等の設置及び交換が必要であると考えられる。

第7 おわりに

寄稿の機会を与えていただいた日本消防検定協会に感謝を申し上げるとともに、本調査にご協力いただいた全国の消防本部、関係機関に対しても厚くお礼申し上げます。本稿が、全国の消防本部、関係機関をはじめ、すべての消防関係者の業務遂行に参考になれば幸いです。



令和4年度予防技術講習会の開催結果 について

企画研究部企画研究課

日本消防検定協会では、消防庁予防課のご支援を得て、東京と大阪の2会場で令和4年度予防技術講習会を開催いたしました。

講習会では、当協会からの挨拶（東京会場は、市橋理事長より。大阪会場は、田中理事より。）の後、消防庁予防課の各講師より「予防行政の動向」についてのご講演をいただき、その後、当協会からの情報提供を行いました。

講習会には、全国各地から両会場を合わせて約300名の消防職員及び消防防災業務に携わる都道府県職員の皆様にご参加いただきました。

多数のご参加をいただき誠にありがとうございました。

1 開催日時及び開催場所

東京会場	令和4年7月22日（金） 13時30分から16時30分まで	アルカディア市ヶ谷 富士の間 3階 (東京都千代田区九段北4-2-25)
大阪会場	令和4年7月29日（金） 13時30分から16時30分まで	TKP ガーデンシティPREMIUM心斎橋 バンケット3A 3階 (大阪府大阪府中央区南船場4-3-2)

2 主催等

主催：日本消防検定協会

協賛：(一社) 全国消防機器協会

3 参加者数

東京会場：講習会157名

大阪会場：講習会142名

4 講習会プログラム

- (1) 予防行政の動向（その1）住宅防火対策の推進等
東京会場：消防庁予防課 課長補佐 濱田 賢太郎 様
大阪会場：消防庁予防課 予防係長 佐藤 翔紀 様
- (2) 予防行政の動向（その2）違反是正及び防火管理制度関係
東京会場：消防庁予防課 設備専門官 千葉 周平 様
大阪会場：消防庁予防課 企画調整係長 田澤 了 様
- (3) 予防行政の動向（その3）消防用設備等に係る技術基準関係
東京会場：消防庁予防課 設備専門官 千葉 周平 様
大阪会場：消防庁予防課 設備専門官 千葉 周平 様
- (4) 情報提供
日本消防検定協会の最近の取組み
日本消防検定協会 企画研究部 企画研究課 課長補佐 佐藤 まゆ



東京会場



大阪会場



「火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程」及び「住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程」について

警報設備部 感知設備課

1. はじめに

日本消防検定協会は、型式適合検定の不正受検（型式承認された部品と異なる部品に発覚を防ぐ目的でラベルを貼付し型式適合検定を受検したこと）を踏まえ、型式適合検定における検査方法の改善等を行うため、「火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則」及び「住宅用防災警報器の検定細則」を改正いたしました。

2. 改正の概要について

- (1) 型式適合検定における構造検査の部品照合において、部品の型番等が視認できない場合の確認方法の改善
- (2) 型式適合検定の受検日に用意する「社内検査等の結果」を記載した書類に、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法による検査の結果を追加
- (3) その他所要の規定の整備

3. 施行日

令和4年8月1日（2(2)に係る規定については、令和4年10月1日から施行する。）

火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

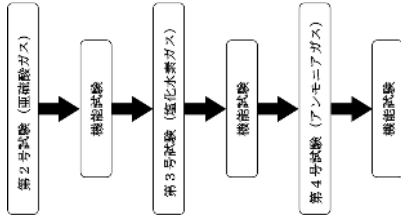
令和 4 年 7 月 2 5 日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程

火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則（昭和 6 0 年 1 0 月 1 日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第 1 章 規格の運用方針</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>第 1 ～第 2 3 (略)</p> <p>第 2 4 腐食試験 (第 2 2 条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 亜硫酸ガス等の腐食試験は、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>各腐食試験後の機能試験は、試験後外面に付着した水滴を拭き取り、相対湿度 8 5 %を超えない至温に 1 日以上 4 日間を限度として自然乾燥させた後に行う。</u></p> <p>(4) アドレス等の設定変更を要するものにあつては、試験後設定を変更して機能を確認する。</p> <p>(5) <u>耐酸型及び耐アルカリ型の性能を併せつものにあつては、次に示す手順により、腐食試験を行うものとする。</u></p>	<p>第 1 章 規格の運用方針</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>第 1 ～第 2 3 (略)</p> <p>第 2 4 腐食試験 (第 2 2 条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 亜硫酸ガス等の腐食試験は、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>各項目とも、試験後外面に付着した水滴を拭き取り、相対湿度 8 5 %を超えない至温に 1 日以上 4 日間を限度として放置して自然乾燥させた後に、機能試験を行う。</u></p> <p>(4) アドレス等の設定変更を要するものにあつては、試験後設定を変更して機能を確認する。</p>



第3章 型式適合検査の方法等

第1節 通則

第1 (略)

第2 データ審査型式適合検査を行う型式の要件

立会型式適合検査からデータ審査型式適合検査へ変更することができる型式は、次に掲げる型式とする。

- (1) 最終検査工程前までの製造工程において、すべての製品について次に掲げる検査項目（イは警報機能付感知器に限る。）に応じ、当該検査項目に掲げる測定を、申請者の責任で測定機器等を用いて行う型式

ア 感度 作動時間、作動点その他の感度に係る測定（設定又は調整を含む。）

イ 感知後の火災警報の作動 音圧、火災警報作動の有無その他の

第3章 型式適合検査の方法等

第1節 通則

第1 (略)

第2 データ審査型式適合検査を行う型式の要件

立会型式適合検査からデータ審査型式適合検査へ変更することができる型式は、次に掲げる型式とする。

- (1) 最終検査工程前までの製造工程において、すべての製品について作動時間、作動点その他の感度に係る測定（設定又は調整を含む。）を、申請者の責任で測定機器等を用いて行う型式

<p><u>火災警報の作動に係る測定（設定又は調整を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>火災警報の作動に係る測定</u>」とは、次のいずれかの方法により全数検査を行っているものをいう。</p> <p>ア <u>スピーカー、アンプ及び音声合成 I C 等の音源について規格に定める音圧測定による検査又はこれと同等の検査を行っているもの</u></p> <p>イ <u>スピーカー、アンプ及び音声合成 I C 等の音源のいずれかについて火災警報作動の有無の検査又はこれと同等の検査を行っているもの及び申請者が定める方法により音圧測定を行っているもの（音圧測定にあつては、完成品の状態を含む。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前(1)の測定結果が規格に適合することを確実に記録している製造工程を有する型式（感知後の火災警報の作動については、その測定結果に加え、他の社内検査の結果を含めて規格に適合することを確実に記録している型式を含む。）</p> <p>(6) ～(9) (略)</p> <p>(10) 次の管理方法、手順等に関する事項が確立している型式</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ (1)、(5)、(8)、(9)及び(10)アからカまでに係る品質を確保する管理 管理体制変更に伴う届出及びその書類の管理</p> <p>(11) (略)</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第9 立会型式適合検査における検査項目及び検査の手順等</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところに</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前(1)の測定結果が規格に適合することを確実に記録している製造工程を有する型式</p> <p>(5) ～(8) (略)</p> <p>(9) 次の管理方法、手順等に関する事項が確立している型式</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ (1)、(4)、(7)、(8)及び(9)アからカまでに係る品質を確保する管理 管理体制変更に伴う届出及びその書類の管理</p> <p>(10) (略)</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第9 立会型式適合検査における検査項目及び検査の手順等</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところに</p>
--	--

<p>よるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15)構造検査は、原則として、次に掲げる事項において、承認された部品と相違ないことを目標により行うこと。ただし、検定員が必要と認める場合にあっては、部品が特定できる製造等に係る記録を確認することにより行うことができる。</p> <p>ア C P U、オペアンプ等半導体部品に係る半導体部品の部品照合 (<u>軽微変更届により変更した部品を含む。</u>)</p> <p>イ 感熱部又は検知部（防虫網、ラピリンス等）の形状</p> <p>ウ 部品の取り付け状況</p>	<p>よるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>
<p>(16) (略)</p> <p>第10～第14 (略)</p> <p>第15 データ審査型式適合検定の方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 データ審査型式適合検定の調査及び確認</p> <p>(1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内 1 回以上受検場所において行う。</p> <p>ア 本章第2. 1 (8)に定める事項（変更された場合を含む。）につ いて実施状況</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第16及び第17 (略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 規程第12条第2項の検定細則に指定する検査内容とは、承認され た型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、<u>検</u></p>	<p>(15) (略)</p> <p>第10～第14 (略)</p> <p>第15 データ審査型式適合検定の方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 データ審査型式適合検定の調査及び確認</p> <p>(1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内 1 回以上受検場所において行う。</p> <p>ア 本章第2. 1 (7)に定める事項（変更された場合を含む。）につ いて実施状況</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第16及び第17 (略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第1及び第2 (略)</p>

定員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認することが
できるものとする。

5 / 6

別記様式第1号（第3章第1節第5関係）

型式適合検定方式変更届		年 月 日
日本消防検定協会 様		
申請者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 電話番号		
1 種 別	（2以上の型式番号については、適当な一併説とすること。）	
2 型 式		
3 受検場所	記	
品質管理方法の変更・立会型式適合検定への変更		
変更内容	目	
	所	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

別記様式第1号（第3章第1節第5関係）

型式適合検定方式変更届		年 月 日
日本消防検定協会 様		
申請者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 電話番号		
1 種 別	（2以上の型式番号については、適当な一併説とすること。）	
2 型 式		
3 受検場所	記	
品質管理方法の変更・立会型式適合検定への変更		
変更内容	目	
	所	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

附 則（令和4年7月25日）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、改正後の第4章第3の規定は、令和4年10月1日から施行する。

住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 7 月 2 5 日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程

住宅用防災警報器の検定細則（平成 2 6 年 3 月 1 7 日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
第 1 章 規格の運用方針	第 1 章 規格の運用方針	第 1 章 規格の運用方針	第 1 章 規格の運用方針
第 1 (略)	第 1 (略)	第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 構造及び機能 (規格第 3 条関係)	第 2 構造及び機能 (規格第 3 条関係)	第 2 構造及び機能 (規格第 3 条関係)	第 2 構造及び機能 (規格第 3 条関係)
1 ～ 7 (略)	1 ～ 7 (略)	1 ～ 7 (略)	1 ～ 7 (略)
8 住警器の取付け方法による影響 (規格第 3 条第 8 号及び第 9 号関係)	8 住警器の取付け方法による影響 (規格第 3 条第 8 号及び第 9 号関係)	8 住警器の取付け方法による影響 (規格第 3 条第 8 号及び第 9 号関係)	8 住警器の取付け方法による影響 (規格第 3 条第 8 号及び第 9 号関係)
(1) 及び (2) (略)	(1) 及び (2) (略)	(1) 及び (2) (略)	(1) 及び (2) (略)
(3) 「4 5 度傾斜させた場合」とは、天井設置状態及び壁面設置状態のそれぞれの状態から 4 5 度まで傾斜させることをいい、また、「機能に異常を生じない」とは、規格第 6 条、規格第 7 条、 <u>規格第 7 条の 2</u> 又は規格に規定する試験 (以下第 1 章第 4. 3、同章第 4. 7 及び同章第 4. 9 から同章第 4. 11 までにおいて「感度試験」という。) に適合することをいう。	(3) 「4 5 度傾斜させた場合」とは、天井設置状態及び壁面設置状態のそれぞれの状態から 4 5 度まで傾斜させることをいい、また、「機能に異常を生じない」とは、規格第 6 条、規格第 7 条又は規格に規定する試験 (以下第 1 章第 4. 3、同章第 4. 7 及び同章第 4. 9 から同章第 4. 11 までにおいて「感度試験」という。) に適合することをいう。	(3) 「4 5 度傾斜させた場合」とは、天井設置状態及び壁面設置状態のそれぞれの状態から 4 5 度まで傾斜させることをいい、また、「機能に異常を生じない」とは、規格第 6 条、規格第 7 条又は規格に規定する試験 (以下第 1 章第 4. 3、同章第 4. 7 及び同章第 4. 9 から同章第 4. 11 までにおいて「感度試験」という。) に適合することをいう。	(3) 「4 5 度傾斜させた場合」とは、天井設置状態及び壁面設置状態のそれぞれの状態から 4 5 度まで傾斜させることをいい、また、「機能に異常を生じない」とは、規格第 6 条、規格第 7 条又は規格に規定する試験 (以下第 1 章第 4. 3、同章第 4. 7 及び同章第 4. 9 から同章第 4. 11 までにおいて「感度試験」という。) に適合することをいう。
9 ～ 1 7 (略)	9 ～ 1 7 (略)	9 ～ 1 7 (略)	9 ～ 1 7 (略)

1 / 6

<p>第3～第6 (略)</p> <p>第2章 型式試験の方法</p> <p>第1 型式試験における試料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設計図については、規程に定めるほか、次に掲げる図書が含まれるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回路動作説明書</p> <p><u>ア 回路動作概要（住警器の形状等（附属装置の機能を含む。）が通常の使用方法と試験方法で異なる場合は、それぞれの方法による形状等の説明を含む。）</u></p> <p><u>イ 各回路の説明</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第3章 型式適合検定の方法等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 立会型式適合検定方式への変更等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 型式適合検定申請者は、前1の変更をしようとする場合、型式適合検定方式変更届（別記様式第1）に未処理状況明細書を添えて、協会に提出するものとする。</p> <p>3 型式適合検定申請者は、データ審査品質管理方法書の記載事項を変更しようとする場合、型式適合検定方式変更届（別記様式第1</p>	<p>第3～第6 (略)</p> <p>第2章 型式試験の方法</p> <p>第1 型式試験における試料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設計図については、規程に定めるほか、次に掲げる図書が含まれるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回路動作説明書（<u>回路動作概要・各回路の説明</u>）</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第3章 型式適合検定の方法等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 立会型式適合検定方式への変更等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 型式適合検定申請者は、前1の変更をしようとする場合、型式適合検定方式変更届（<u>細則別記様式第1</u>）に未処理状況明細書を添えて、協会に提出するものとする。</p> <p>3 型式適合検定申請者は、データ審査品質管理方法書の記載事項を変更しようとする場合、型式適合検定方式変更届（<u>細則別記様式第</u></p>
--	--

号)に変更された事項に係るデータ審査品質管理方法を添えて、協会に提出するものとする。

4 (略)

第2節 立会型式適合検定

第6～第8 (略)

第9 立会型式適合検定における検査項目及び検査の手順等
通常検査及び少数検査における検査項目は、次表のとおりとする。

種別	検査項目	通常検査	少数検査
イオン化式仕警器 光電式仕警器 定温式仕警器	感度 (作動試験)	① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報音の音圧 ③ 火災警報停止 ④ 電池切れ警報 ⑤ 不動作試験 ⑥ 気流・外光試験 (定温式仕警器を除く。) ⑦ 消費電流測定 (電池を使用するものに限る。) ⑧ 自動試験機能 ⑨ 火災運動 ⑩ 附風装置 ⑪ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑫ 外観・表示	① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報音 ③ 火災警報停止 ④ 電池切れ警報 ⑤ 不動作試験 ⑥ 気流・外光試験 (定温式仕警器を除く。) ⑦ 消費電流測定 (電池を使用するものに限る。) ⑧ 自動試験機能 ⑨ 火災運動 ⑩ 附風装置 ⑪ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑫ 外観・表示

(1) (略)

(2) 絶縁抵抗及び絶縁耐力、火災警報音の音圧、火災警報停止、電池切れ警報、不動作試験、気流・外光試験、消費電流測定、自動試験機能及び火災運動の検査項目の試料の大きさは、適用する抜取表のロットの大きさに応じた少数検査第2欠点の不合格判定数を超

1号)に変更された事項に係るデータ審査品質管理方法を添えて、協会に提出するものとする。

4 (略)

第2節 立会型式適合検定

第6～第8 (略)

第9 立会型式適合検定における検査項目及び検査の手順等
通常検査及び少数検査における検査項目は、次表のとおりとする。

種別	検査項目	通常検査	少数検査
イオン化式仕警器 光電式仕警器 定温式仕警器	感度 (作動試験)	① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報音 ③ 火災警報停止 ④ 電池切れ警報 ⑤ 不動作試験 ⑥ 気流・外光試験 (定温式仕警器を除く。) ⑦ 消費電流測定 (電池を使用するものに限る。) ⑧ 自動試験機能 ⑨ 火災運動 ⑩ 附風装置 ⑪ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑫ 外観・表示	① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報音 ③ 火災警報停止 ④ 電池切れ警報 ⑤ 不動作試験 ⑥ 気流・外光試験 (定温式仕警器を除く。) ⑦ 消費電流測定 (電池を使用するものに限る。) ⑧ 自動試験機能 ⑨ 火災運動 ⑩ 附風装置 ⑪ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑫ 外観・表示

(1) (略)

(2) 絶縁抵抗及び絶縁耐力、火災警報音圧、火災警報停止、電池切れ警報、不動作試験、気流・外光試験、消費電流測定、自動試験機能及び火災運動の検査項目の試料の大きさは、適用する抜取表のロットの大きさに応じた少数検査第2欠点の不合格判定数を超

を超える数とする。 (3)～(7) (略)	える数とする。 (3)～(7) (略)
2 検査の方法 (1)～(5) (略)	2 検査の方法 (1)～(5) (略)
(6) 構造検査は、原則として、次に掲げる事項において、承認された部品と相違ないことを目視により行うこと。ただし、検定員が必要と認める場合にあっては、部品が特定できる製造等に係る記録を確認することにより行うことができる。	<u>(6) 原則として、立会型式適合検査における構造検査は、次に掲げる事項を確認する。</u>
ア～ウ (略) (表 略)	ア～ウ (略) (表 略)
第10～第14 (略)	第10～第14 (略)
第15 データ審査型式適合検査の方法等 1 (略)	第15 データ審査型式適合検査の方法等 1 (略)
2 データ審査型式適合検査の調査及び確認 (1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内に1回以上受検場所において行う。 ア 本章第2. 1 (8)に定める事項 (変更された場合を含む。) に ついでの実施状況 イ～エ (略)	2 データ審査型式適合検査の調査及び確認 (1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内に1回以上受検場所において行う。 ア 本章第2. 1 (5)に定める事項 (変更された場合を含む。) に ついでの実施状況 イ～エ (略)
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
第16及び第17 (略)	第16及び第17 (略)
第4章 雑則 第1及び第2 (略)	第4章 雑則 第1及び第2 (略)
第3 規程第1. 2条第2項の検定細則に指定する検査内容とは、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検定員は必要に於じて当該方法による検査の実施状況を確認す	

ることができるものとする。

別記様式第1号 (第3章第1節第5関係)

型式適合検定方式変更届		年 月 日
日本消防検定協会 殿		
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 電話番号		
1 種 別 (2以上の型式番号について届出のときは、適当な一様表とすること。)		
2 型 式		
3 受検場所 配		
品目等別方法の変更・立会型式適合検査への変更		
旧		
変更内容		
新		
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

別記様式第1号 (第3章第1節第5関係)

型式適合検定方式変更届		年 月 日
日本消防検定協会 殿		
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 電話番号		
1 種 別 (2以上の型式番号について届出のときは、適当な一様表とすること。)		
2 型 式		
3 受検場所 配		
品目等別方法の変更・立会型式適合検査への変更		
旧		
変更内容		
新		
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

附 則（令和4年7月25日）
この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、改正後の第4章第3の規定は、令和4年10月1日から施行する。



「中継器の検定細則の一部を改正する規程」 及び「受信機の検定細則の一部を改正する 規程」について

警報設備部 報知設備課

1. はじめに

日本消防検定協会は、型式適合検定の不正受検（型式承認された部品と異なる部品に発覚を防ぐ目的でラベルを貼付し型式適合検定を受検したこと）を踏まえ、型式適合検定における検査方法の改善等を行うため、「中継器の検定細則」及び「受信機の検定細則」を改正いたしました。

2. 改正の概要について

- (1) 型式適合検定における構造検査の部品照合において、部品の型番等が視認できない場合の確認方法の改善
- (2) 型式適合検定の受検日に用意する「社内検査等の結果」を記載した書類に、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法による検査の結果を追加

3. 施行日

令和4年8月1日（2(2)に係る規定については、令和4年10月1日から施行する。）

中継器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月25日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

中継器の検定細則の一部を改正する規程

中継器の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第3章 型式適合検定の方法等</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 検査項目及び検査の手順等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによりほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>構造検査における部品の照合は、承認された部品と相違ないことを目視により行う。ただし、検定員が必要と認める場合にあっては、部品が特定できる製造等に係る記録を確保することにより行うことができる。</u></p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 雑則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 検定業務規程第12条第2項の検定細則に指定する検査内容と</p>	<p>第3章 型式適合検定の方法等</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 検査項目及び検査の手順等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによりほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 雑則</p> <p>1～4 (略)</p>

は、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検定員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認することができるものとする。

附 則（令和4年7月25日）
この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、改正後の第3章第9、5の規定は、令和4年10月1日から施行する。

受信機の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月25日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

受信機の検定細則の一部を改正する規程

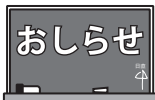
受信機の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 型式適合検定の方法等</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 検査項目及び検査の手順等</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 構造検査における部品の照合は、承認された部品と相違ないことを目視により行う。ただし、検定員が必要と認める場合にあっては、部品が特定できる製造等に係る記録を確認することにより行うことができる。</u></p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 雑則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 検定業務規程第1.2条第2項の検定細則に指定する検査内容と</p>	<p>第3章 型式適合検定の方法等</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 検査項目及び検査の手順等</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 雑則</p> <p>1～4 (略)</p>

は、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検査員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認することができるものとする。

附 則（令和 4 年 7 月 2 5 日）

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 章第 9、5 の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。



有効期限を経過した受託評価品目

【光警報装置】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
品評光第 29～1～1号	H29.7.26	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R4.7.25
品評光第 29～2～1号	H29.7.26	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R4.7.25

【消防用ホース】

試験番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
H0324FC10A	H29.8.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R4.7.31

【非常警報設備・増幅器及び操作部】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評放第 14～206～2号	H19.7.25	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R4.7.24

【非常警報設備・増設用増幅器】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評放第 14～208～2号	H19.7.25	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R4.7.24

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

業界の動き

—会議等開催状況—

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第5回 企業委員会

（令和4年8月18日）

- ・検定等申請・回収状況
- ・機器協会 会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告

○第4回 技術委員会

（令和4年8月22日 対面・Web併用会議）

- ・消火器の検定細則について

○第2回 理事・総務合同会議

（令和4年8月23日 対面・Web併用会議）

- ・定例報告
- ・機器協会 会議報告

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第207回「第一部技術分科会」

（令和4年8月29日 日本消火装置工業会）

- ・採水口の等価管長について
- ・蓄電池消火実験について
- ・その他

○技術委員会・第二部技術委員会・第三部技術委員会は、夏季休暇のため、開催されませんでした。

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○大型技術委員会

（令和4年8月23日 web会議）

- ・銘板見直しについて
- ・全国消防長会技術委員会 情報提供について
- ・品質評価細則の見直しについて
- ・その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

（令和4年8月23日 web会議）

- ・消防ポンプ自動車 品質評価細則の見直しについて
- ・はしご車 品質評価細則の見直しについて
- ・その他

人事異動

◆消防庁人事◆

令和4年8月12日付

(氏名)	(新)	(旧)
稲垣 嘉一	出向 併任解除 【総務省大臣官房秘書課秘書専門官 へ】	予防課課長補佐 併任 予防課電 子申請推進専門官
米田 圭吾	予防課課長補佐 併任 予防課電子申請推進専門官	総務省大臣官房秘書課秘書専門官

令和4年8月14日付

(氏名)	(新)	(旧)
前田 英哲	出向 併任解除 【総務省大臣官房秘書課へ】 (辞職)	消防・救急課 併任 消防・救急 課救急企画室

令和4年8月19日付

(氏名)	(新)	(旧)
阪本 克彦	併任解除	総務省大臣官房政策立案総括審議 官 併任 総務省大臣官房公文書 監理官 併任 行政管理局 併任 政策統括官付 併任 公害等調整 委員会事務局 併任 長官付 併 任 内閣官房副長官補付 命 内 閣官房行政改革推進本部事務局 局員
武藤 真郷	併任 長官付	総務省大臣官房政策立案総括審議 官 併任 総務省大臣官房公文書 監理官 併任 行政管理局 併任 公害等調整委員会事務局 併任 内閣官房副長官補付 命 内閣官 房行政改革推進本部事務局局員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
光電式スポット型感知器 (試験機能付)	感第2022～7号	能美防災株式会社	2種 (24V、50mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再成型、散乱光式	R4.8.5
光電アナログ式スポット型感知器 (試験機能付)	感第2022～8号	能美防災株式会社	(24V、200mA)・公称感知濃度2.4%/m～17.2%/m、非防水型、普通型、再成型、散乱光式	R4.8.10
中継器	中第2022～5号	ホーチキ株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	R4.7.5
光電式住宅用防災警報器 (CO反応式)	住警第2022～4号	新コスモス電機株式会社	電池方式、2種 (DC3V、300mA)、自動試験機能付	R4.8.1
	住警第2022～5号	新コスモス電機株式会社	電池方式、2種 (DC3V、300mA)、自動試験機能付	R4.8.1

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
定温式スポット型感知器 (試験機能付)	感第27～18～1号	日本フェンオール株式会社	特種 (24V、1mA)・公称作動温度60℃、非防水型、普通型、再成型	R4.8.10

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認年月日
外部試験器	品評外第2022～1号	ニッタン株式会社		R4.8.2
動力消防ポンプ	P104D	トーハツ株式会社	可搬消防ポンプ、B-2、VF632	R4.7.13
	P105F	トーハツ株式会社	可搬消防ポンプ、B-3、VF632	R4.7.13
消防用吸管	S0311004	オーサカゴム株式会社	呼称100、合成ゴム、使用温度範囲 (-25～40℃)	R4.8.1
消防用ホース	H0224FA08A	櫻護謨株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織)	R4.8.1
	H0726DK03A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40 (ダブル (内とうポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織) (外とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、平織))	R4.7.26
	H0726GA02A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称75 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織)	R4.8.2

検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	0	23	3,799	110.7	124.4
	小型	1	0	64	409,428	81.6	108.3
消火器用消火薬剤	大型用	0	0	0	0	皆減	241.6
	小型用			10	8,268	222.3	91.6
泡消火薬剤		1		28	111,920	86.0	78.2
感知器	差動式スポット型	0	1	44	229,576	122.7	132.7
	差動式分布型	0	0	12	11,840	182.2	135.6
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	7.1
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	皆減
	定温式スポット型	0	1	37	141,857	138.0	141.9
	熱アナログ式スポット型	0	0	12	12,370	113.4	182.0
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	1	0	52	138,489	124.6	114.8
	光電アナログ式スポット型	0	0	22	49,503	128.1	156.2
	光電式分離型	0	0	3	250	625.0	241.0
	光電アナログ式分離型	0	0	4	164	273.3	129.0
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	皆増
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	0	0	-	121.4
	赤外線式スポット型	0	0	9	1,599	214.3	164.5
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	274	98.9	74.8
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	11	27,687	134.4	151.9
	P型2級	0	0	9	5,410	107.6	195.9
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	77	41,749	85.9	106.6
受信機	P型1級	0	0	50	3,547	153.5	122.0
	P型2級	0	0	17	4,352	66.5	97.9
	P型3級	0	0	0	0	-	皆増
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	10	79	62.2	150.7
	G型	0	0	6	8	114.3	100.0
	GP型1級	0	0	10	22	78.6	78.6
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	7	39,070	170.7	155.0
GR型	0	0	27	309	152.2	99.5	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	0	0	42	203,940	142.6	116.3	
流水検知装置	0	0	51	2,344	108.4	110.9	
一斉開放弁	0	0	34	1,522	102.6	76.9	
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	30	750.0	143.9
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	26	13,533	143.5	122.7
緩降機	0	0	4	570	172.7	101.0	
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	2	27	144,298	141.3	80.1
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	39	301,810	67.1	81.5
合計	3	4	769	1,909,617	99.9	106.4	

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	2	60	12.0	86.7
予備電源	0	0	0	5	22,018	103.3	96.3
外部試験器	0	0	0	6	128	256.0	86.4
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	497	83.2	73.8
	受信装置等	0	0	0	0	-	150.0
光警報装置		0	0	1	0	-	-
	光警報制御装置	0	0	0	2	80	皆増
屋外警報装置	0	0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	2	17,100	102.1	121.4
蓋圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	11	467,500	97.8	110.7
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	5	7,430	207.4	92.9
消火設備用消火薬剤	0	0	0	8	107,912	125.5	91.8
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	7	62	87	104.8	86.5
	可搬消防ポンプ	0	2	6	661	150.6	91.4
消防用吸管	呼称65を超えるもの	1	0	2	330	220.0	82.3
	呼称65以下のもの	0	0	2	80	160.0	79.7
消防用ホース	平 40を超えるもの	10	0	7	10,455	108.8	86.5
	平 40以下のもの	1	0	2	12,256	90.5	60.9
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	3	4,000	114.3	96.3
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	皆減
消防用結合金具	差込式	2	0	0	69,764	66.8	81.5
	ねじ式	0	0	22	16,286	115.4	92.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
	同一形状	0	0	0	0	皆減	8.7
漏電火災警報器	変流器	0	0	12	3,844	133.0	148.6
	受信機	0	0	7	2,925	231.6	116.9
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	16,990	170.2	226.4
特殊消防ポンプ自動車	1	0	0	22	27	108.0	68.1
特殊消防自動車				0	0	皆減	35.3
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	0	0	-	-
ホースレイヤー	0	0	2	2	4	400.0	106.3
消防用積載はしご	1	0	0	6	150	163.0	89.7
消防用接続器具	0	2	0	7	2,210	54.3	92.0
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)
外部試験器の校正				8	29	138.1	78.2
オーバーホール等整備				7	7	233.3	170.6

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

令和4年8月

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
地区音響装置		0	0	0	35	53,252	192.9	171.6	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	54	6,865	129.1	113.6	
	放送設備	1	0	7	82	96,708	76.8	98.4	
バッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
構成部品		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	12	2,730	150.0	100.2	
	2号消火栓	0	0	0	8	960	165.5	83.2	
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	10	835	334.0	159.7	
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-	
ノズル		0	0	0	24	11,790	231.9	110.7	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
屋内消火栓等		消防用ホースと結合金具の装着部	0		0	8	10,000	26.5	55.0
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	17	11,300	150.7	207.7	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価依頼 件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備 (評価)		0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	0	14	14	233.3	138.5	
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)
特定消防機器等		0	2	0	6	10	19,806	400.0	85.2
受託試験及びその他の評価		依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
受託試験 (契約等)		0							
受託試験 (その他の契約等)					1	1	100.0	71.4	
評価依頼 (基準の特例等)		1							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

昨年度末に当協会は、消防法の型式適合検定の合格の決定の取消しに関する規定が平成25年4月に施行されて以来、同規定に基づく合格の決定の取消しを初めて行いました。

不正行為の概要は、型式承認されたものとは異なる部品を用いて製造し、部品の変更を隠すために変更前の部品の型番を記載したラベルを貼付した上で、協会が行う型式適合検定を受検し、合格したものです。この事案については、検定対象機械器具等の設置場所との関連から新聞等でも報道されました。

協会としましては、今回の案件の再発防止の観点から、検定細則の見直しの検討を行うとともに、関係団体や事業者とも協議のうえ、改正後の細則を令和4年8月1日から施行しました。

改正の内容は、①構造検査の部品照合において、部品の型番等が視認できない場合の確認方法の改善、②型式適合検定の受検日に用意する「社内検査

等の結果」を記載した書類に承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法による検査の結果を追加、③他所要の規定の整備となっています。

さて、今月号では、川崎市消防局長の原田俊一様には巻頭のことばを、大阪市消防局予防部からは「令和3年中の規制対象物における火災発生状況（その2）」を、全国消防協会からは「住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査報告について」をご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

10月号では、総務省消防庁消防大学校長の鶴巻郁夫様には巻頭のことばを、危険物保安技術協会からは「令和4年度危険物事故防止対策論文集について」を、大阪市消防局予防部からは「令和3年中の規制対象物における火災発生状況（その3）」を、当協会からは「レスキューロボットコンテスト2022への出展報告」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電 話 0422-44-8471（直通）
E-mail
〈kikenka@jfeii.or.jp〉

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル16階
TEL 03-5962-8901 FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

